

平成24年2月29日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害認定日を受給権発生日とする障害基礎年金及び障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の支給を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、平成〇年〇月〇日を初診日とするうつ病(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、社会保険庁長官に対し、主位的には障害認定日による請求として、予備的には事後重症による請求として障害給付の裁定を請求した。なお、裁定請求に当たっては、当該傷病による障害に係る診断書として、平成〇年〇月〇日現症のもと平成〇年〇月〇日現症のものが提出されていることが認められる。

2 厚生労働大臣(注：障害給付を受ける権利は、平成22年1月1日から、厚生労働大臣が裁定)は、平成〇〇年〇月〇日付で、請求人に対し、裁定請求日における当該傷病による障害の状態は、厚生年金保険法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1に掲げる3級の程度に該当するとして、受給権発生日を平成〇〇年〇〇月〇〇日とする障害等級3級の障害厚生年金を支給する旨の処分をした。

なお、主位的請求である障害認定日による請求については、後記の審査請求に対する意見書の記載をしんしゃくすると、保険者は、請求人の当該傷病に係る初診日を平成〇年〇月〇〇日と認定した上で、提出された診断書では、障害認定日当時の障害の状態を認定することがで

きないとして、これを却下したものと解される(以下、この却下の処分を「原処分」という。)

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 障害認定日請求による障害給付は、疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)から起算して1年6月を経過した日(その期間内にその傷病が治った場合においては、その治った日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。))とし、以下「障害認定日」という。)において、その傷病による障害の状態が、厚年令別表第1に掲げる程度(障害等級3級)以上に該当しなければ、支給されないこととなっている(厚生年金保険法(以下「厚年法」という。))第47条、国民年金法(以下「国年法」という。))第30条)。

なお、2級以上の障害厚生年金が支給される者には、併せて障害基礎年金が支給されることとなっている。

2 本件の場合、第2の2記載の理由による保険者の原処分に対し、請求人は、請求人の当該傷病に係る初診日(以下「本件初診日」という。)は、平成〇〇年〇月〇〇日であると主張しているから、本件の問題点は、まずは、本件初診日がいつかであり、当該傷病の障害認定日(以下「本件障害認定日」という。)当時における請求人の当該傷病による障害の状態(以下、これを「本件障害の状態」という。)については、これを認定することができないといわざるを得ないかどうか、である。

第4 当審査会の判断

1 本件初診日について判断する。

(1) 初診日に関する証明資料は、厚年法及び国年法が、発病又は受傷の日で

はなく、初診日を障害給付の受給権発生の基準となる日と定めている趣旨からいって、直接それに関与した医師又は医療機関が作成したもの、又はこれに準ずるような証明力の高い資料でなければならないと解するのが相当である。また、厚年法及び国年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出された、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続きその効力を有するものとされ、当審査会も、給付の公平を期するための尺度としてそれに依拠するのが相当であると考え、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)は、「第1 一般的事項」の「3 初診日」で、「初診日」とは、「障害の原因となった傷病につき、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいう。」とし、同解説で、「障害の原因となった傷病の前に、相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日が初診日となる。」としている。

- (2) 本件についてこれを見ると、本件で初診日に関する客観的資料として取り上げなければならないのは、① a 病院 (以下「a 病院」という。) b 科・A 医師 (以下「A 医師」という。) 作成の平成〇年〇月〇日付診断書、② c 病院 b 科・B 医師作成の平成〇年〇月〇日付診断書、③ A 医師作成の平成〇年〇月〇日付受診状況等証明書、④ a 病院・C 医師作成の平成〇年〇月〇日付受診状況等証明書であり、これらにおいて他に存しない。そして、①には、傷病名「うつ病エピソード」が掲げられ、傷病の発生日月として「平成〇年〇月頃 本人の申立て」、そのため初めて医師の診療を受けた日として「平成〇年〇月〇日 診療録で確認」、発病から現在までの病歴及び治療の経過等として、請求人が平成〇年〇月〇日に陳述したものと「〇〇〇〇にて同胞3人の第3子として生

育。高卒後〇年浪人後専門学校に2年通学、同卒業後〇〇才で電機会社に就職。昭和〇〇年結婚し、1子をもうける。〇〇年勤務したが、同会社が解散となり、〇〇才で現在の会社に就職。昭和〇〇年頃乗物恐怖、閉所恐怖が出現。平成〇年〇月〇日不安発作を主訴に当科初診。同〇年〇月〇日まで不定期に通院し、同〇年〇月〇日1度不安を訴え受診したが、その後通院歴はなかった。同〇年〇月頃、父の死去とその相続、会社で異動や転勤などへの不安等々を要因として抑うつ気分、制止が出現同〇年〇月〇日当科初診。同〇〇月休養加療にて状態は改善したが、復職後抑うつ気分が再燃し、加療は一進一退であった。」と、診断書作成医療機関における初診年月日として「平成〇年〇月〇日」と記載されている。②には、傷病名として当該傷病が掲げられ、傷病の発生日月として「平成〇年頃」、そのため初めて医師の診療を受けた日として「平成〇年〇月 本人の申立て」、発病から現在までの病歴及び治療の経過等として、請求人が陳述したものと「H〇.〇月より仕事/家庭のストレスを契機に抑うつ、思考制止発現、これらを主訴に、順天堂 a 病院受診、その後加療中、H〇〇〇当院初診となる (H〇.〇.〇) 抑うつ、制止症状を主体とした病相が頻発するため、病休多く、不適応生じている。不眠、倦怠感も顕著である。」と、診断書作成医療機関における初診年月日として「平成〇年〇月〇日」と記載されている。③には、当時の診療録より記載したものと、傷病名として「うつ病 (反応性うつ病)」、発病年月日「平成〇年〇月頃」、発病から初診までの経過として「H〇年〇月〇日不安発作等を主訴に当科初診歴あるが、同〇年〇月〇日まで不定期に受診し、同〇年〇月〇日1度受診をはさみ、以后通院歴なし。同〇年〇月頃より抑うつ、制止等が出現し、同〇年〇月〇

日当科受診に至る。」、初診年月日「平成〇年〇月〇日」、終診年月日「平成〇年〇月〇日」、初診より終診までの治療内容及び経過の概要として「平成〇年〇月受診後休養加療が必要と判断され仕事を休み、抗うつ剤を主剤として加療される。同〇月には改善を認めしたが、復職後は抑うつ気分が再燃し、一進一退であった。同〇〇月夏で担当医がd病院に異動となり、数ヶ月当科通院後d病院に転医した。」と記載されている。④には、当時の診療録より記載したものととして、傷病名として「不安神経症」、発病年月日「昭和〇〇年頃」、発病から初診までの経過として「S〇〇.〇月頃に飲酒の下電車に乗った際に動悸自覚した。その後も電車に乗った際や、映画館等閉所で不安にかられることが出現し、H〇.〇月〇日当科初診となった。」、初診年月日「平成〇年〇月〇日」、終診年月日「平成〇年〇月〇日」、終診時の転帰「治療」、初診より終診までの治療内容及び経過の概要として「初診時上記の如く不安認めためワイバックス処方。その後ラッシュをさけるといった生活指導のもと症状次第に改善し、H〇.〇月〇日症状なく終診となった。」と記載されている。

これらの事実によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日にa病院を受診し、当該傷病と診断されているところ、それより前の平成〇年〇月〇日に同病院を受診し、「不安神経症」と診断されており、それは当該傷病と相当因果関係があると認められるので、本件初診日は、平成〇年〇月〇〇日とするのが相当である。

- (3) したがって、本件障害認定日は、平成〇年〇月〇日と認めるのが相当であるところ、当審査会に顕著な事実によれば、保険者は、一般的に、障害認定日による請求については同日以後3月以内の現症が記載されている診断書の提出を求めることとして、障害の程

度の認定を行うべき日における障害の状態は、前記の期間内の現症日における障害の状態によってこれを行うものとする旨の取扱いをしており、当審査会も、基本的にはこれを相当としてきているところである。本件についてこれを見ると、第2の1記載のとおり、本件で提出された診断書は、前記の取扱いからは外れた時期の現症に関するものであるから、本件障害認定日における当該傷病による障害の状態を認定することはできないと言わざるを得ないし、他に前記の障害の状態を認定するための資料も存しない。

- 2 以上のとおりであるから、請求人に対し、障害認定日による請求を却下した原処分は妥当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。